

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月30日

【会社名】 恵和株式会社

【英訳名】 KEIWA Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長村 恵式

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5643-3783

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部本部長代理兼財務部長 吉岡 佑樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5643-3783

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部本部長代理兼財務部長 吉岡 佑樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 25円00銭（うち、普通配当10円・特別配当15円）

総額 240,389,250円

ロ 効力発生日

2022年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、長村恵弐、足利正夫、青山英一、川島直子、吉岡佑樹、高野裕士、坂爪裕、松本由美子、青洋一を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、川上光保を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合 (%) |
|----------------------|------------|------------|------------|-------|------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 65,528 | 50 | - | (注) 1 | 可決 99.74 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 65,483 | 95 | - | (注) 2 | 可決 99.67 |
| 第3号議案 取締役9名選任の件 | | | | | |
| 長村 恵弐 | 65,420 | 158 | - | (注) 3 | 可決 99.57 |
| 足利 正夫 | 65,485 | 93 | - | | 可決 99.67 |
| 青山 英一 | 65,485 | 93 | - | | 可決 99.67 |
| 川島 直子 | 65,486 | 92 | - | | 可決 99.67 |
| 吉岡 佑樹 | 65,491 | 87 | - | | 可決 99.68 |
| 高野 裕士 | 65,464 | 114 | - | | 可決 99.64 |
| 坂爪 裕 | 65,476 | 102 | - | | 可決 99.66 |
| 松本 由美子 | 64,809 | 769 | - | | 可決 98.64 |
| 青 洋一 | 65,470 | 108 | - | | 可決 99.65 |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | 65,323 | 255 | - | (注) 3 | 可決 99.43 |

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。